

「認知症フレンドリーシティ鈴鹿」パートナー登録制度要領

令和4年12月9日制定

(目的)

第1条 この要領は、「認知症フレンドリーシティ鈴鹿」宣言に参画する事業者を「認知症フレンドリーシティ鈴鹿」パートナー（以下「パートナー」という。）として登録し、認知症の人と家族、支援者、行政などと事業者が協働により認知症フレンドリーな地域を目指すこと及びパートナーを通じて「認知症フレンドリーシティ鈴鹿」を広く市民に周知することにより、認知症の人や家族が住み慣れた地域で自分らしく希望を持って日常生活をおくる環境づくりの促進に寄与することを目的とする。

(要件)

第2条 パートナー登録を受けようとするものは、次の各号のすべてを満たす事業者とする。

(1) 次の事項を満たすことを必須とする。

ア 従業員スタッフが認知症サポーター養成講座を受講していること。

イ 行方不明高齢者等のための安心ネットワークへの登録をしていること。

(2) 前項に加えて、次の事項のいずれかを実施すること。

ア 居場所づくり

(ア) 認知症カフェの設置

(イ) 認知症本人の声・希望・想いを社会に発信する場づくり

(ウ) 社会参加活動の場づくり

(エ) その他市長が認める取組

イ 認知症フレンドリーな地域づくり

(ア) おもいやりレジの設置

(イ) スローショッピングの取組

(エ) その他市長が認める取組

(3) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、且つ従事者は、鈴鹿市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(申請)

第3条 パートナー登録を受けようとするものは、「認知症フレンドリーシティ鈴鹿」パートナー登録申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第2条に定める要件に適合するか確認を行い、適合すると認めた場合は、当該申請に係る事業者をパートナーとして登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、パートナーに対し、パートナー登録決定通知(第2号様式)により通知するものとし、市が別途定めるパートナー登録証、「認知症フレンドリーシティ鈴鹿」のぼり旗(以下「のぼり旗」という。)を交付するものとする。

3 のぼり旗の交付数は、次の各号に定める数を限度とする。

(1) のぼり旗の交付数は、事業者各店舗及び事業所につき2本とする。(大型店についてはこの限りではない。)

4 パートナーは、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、参加者等の個人情報等を第三者に漏らすことがないように、適切な措置を講じること。

(2) 営利活動、政治活動及び宗教活動を行わないこと。

(3) 参加者等の安全管理及び事故防止に努めること。

(4) 発生した事故又は実施主体が第三者に与えた損害に対して、実施主体は、責任をもって処理すること。

(5) 第2項の規定により交付を受けたのぼり旗等は、鈴鹿市の許可なしに加工又は第三者に譲渡若しくは貸与しないこと。

(6) 第2項の規定により交付を受けたのぼり旗等が、破損又は汚損等により使用困難となったときは、別に定める方法により届け出ること。

(7) 第2項の規定により交付を受けたのぼり旗等は、火気及び危険物の付近や倒壊又は落下のおそれがある場所を避けるとともに、道路交通の安全を阻害しないよう留意した上で、パートナーの敷地内に設置すること。

(8) 市長からのパートナーに関する会議出席等の依頼に協力すること。

(変更の届出)

第5条 パートナーは、第3条の規定による申請内容に変更が生じたときは、「認知症フレンドリーシティ鈴鹿」パートナー登録変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第6条 パートナーは、第4条第1項の規定による登録を廃止しようとするときは、「認知症フレンドリーシティ鈴鹿」パートナー登録廃止届（第4号様式）を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 市長は、前条の規定による届出があったときは、第4条第1項の規定による「認知症フレンドリーシティ鈴鹿」パートナーとしての登録を抹消するものとする。

2 市長は、パートナーが次のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による登録を抹消することができる。

- (1) 第2条各号に規定する要件に適合しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により登録証の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、「認知症フレンドリーシティ鈴鹿」パートナー登録抹消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(登録証等の返還)

第8条 パートナーは、第7条第1項又は第2項の規定により「認知症フレンドリーシティ鈴鹿」パートナーの登録を抹消されたときは、第4条第2項の規定により交付された登録証及びにのぼり旗等を市に返還するものとする。

(周知)

第9条 市長は、第4条第1項の規定による「認知症フレンドリーシティ鈴鹿」パートナー登録状況等について、鈴鹿市ホームページ等で広く周知するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年12月9日から施行する。